

安威川ダム周辺整備事業候補者
選定基準

令和元年（2019年）12月

茨木市

【 目 次 】

第 1 審査の概要	1
1 事業候補者選定基準の位置付け	1
2 審査方法の概要.....	1
3 選定委員会の設置	1
第 2 審査	2
1 審査の流れ	2
2 資格審査.....	3
3 提案審査.....	3
(1) 提案内容の審査.....	3
(2) 得点の計算方法.....	4
(3) 得点の集計方法.....	8
4 事業候補者及び次点候補者の決定.....	8

第1 審査の概要

1 事業候補者選定基準の位置付け

本事業候補者選定基準は、茨木市（以下、「本市」といいます。）が安威川ダム周辺整備事業（以下、「本事業」といいます。）の事業契約締結に向けた事業候補者を決定するに当たって、最も優れた提案を行う事業者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、プロポーザルに参加しようとする者に交付する募集要項等と一体のものとして扱います。

2 審査方法の概要

本事業では、事業者の提案する事業スキームに基づき事業を実施することから、事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものです。

従って、事業者の選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が募集要項に定める要件を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

3 選定委員会の設置

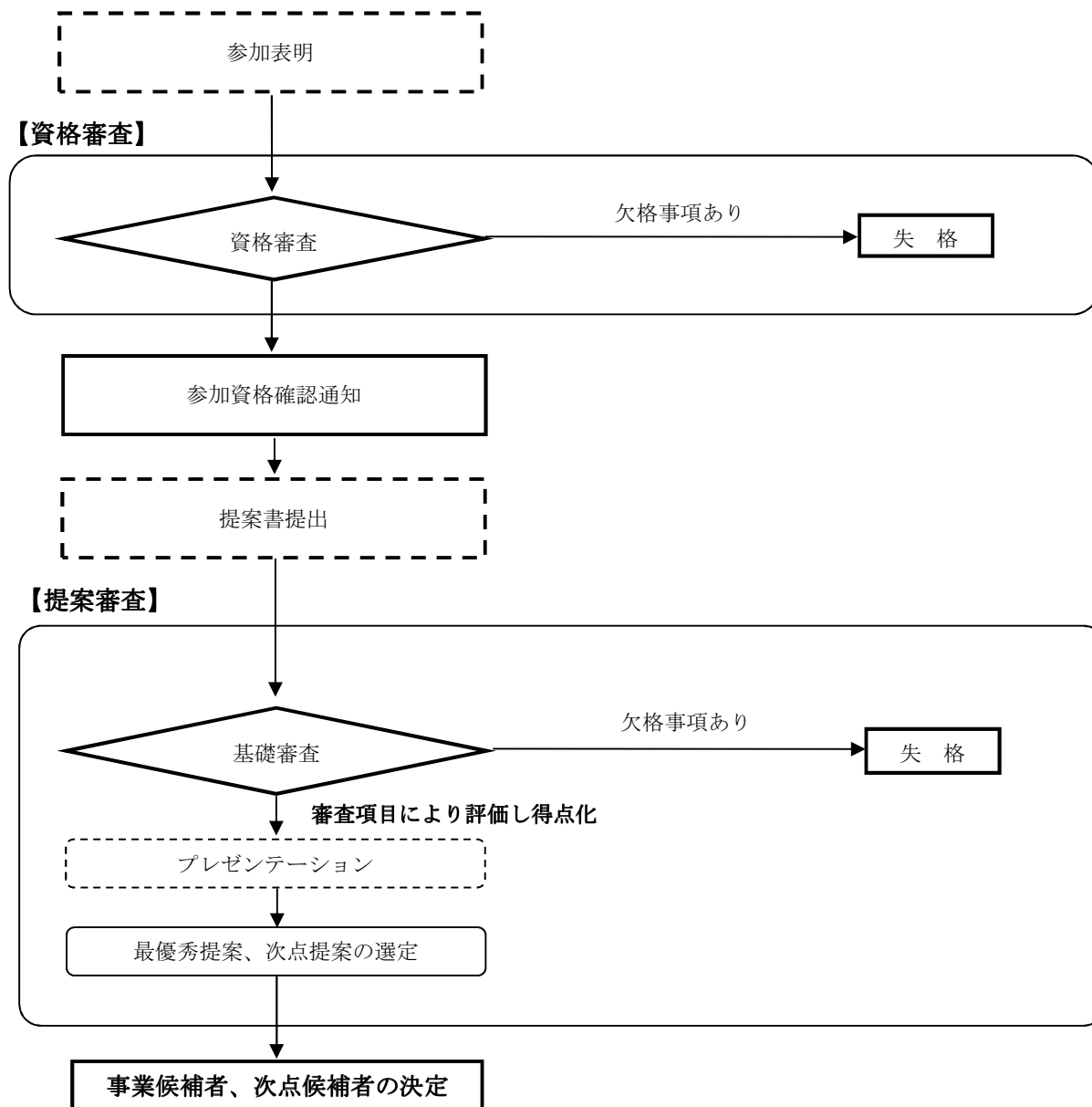
本市は、本事業において募集を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として安威川ダム周辺整備事業候補者選定委員会（以下、「選定委員会」といいます。）を設置しています。

選定委員会は、各応募者からの提案について、専門的分野に関して、事前に学識経験者等からの意見を得たうえで、審査し、事業候補者及び次点候補者を決定します。

第2 審査

1 審査の流れ

本公募における審査は、応募者の参加資格要件を確認する資格審査と、応募者の提案内容を評価する提案審査の段階に分けて実施します。なお、応募者が1社（1グループ）であった場合でも、事業候補者選定基準に従って審査を行います。



2 資格審査

資格審査では、応募者が募集要項に示す参加資格要件を満たしているかを、応募者から提出される参加資格審査に関する提出書類をもとに、事務局において審査します。満たしていない場合は失格となり、提案審査に進むことはできません。資格審査の結果については応募者に通知を行います。

3 提案審査

提案審査では、応募者から提案された内容（以下、「提案内容」といいます。）について、応募者から提出される提案書に関する書類をもとに、選定委員会において審査します。

(1) 提案内容の審査

下表に示す審査項目のとおり、180点満点とします。

この際、市が応募者に提案を求める全ての項目が記載されているか確認（基礎審査）し、提案がない場合や事業条件を満たしていない場合は失格とします。ただし、民間施設の設置の提案は、No.3「ダム湖上流エリア」と No.4「ダム湖及びダム湖内平坦地エリア」については任意のため、提案が無い場合でも、その項目のみ無得点とします。

なお、審査の過程において、プレゼンテーションを行っていただくことを予定しています。

No.	審査項目			配点				
	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目		
No. 1	実施方針	事業コンセプト	—	20	10	10		
No. 2		事業実施体制	—		10	10		
No. 3	民間施設	ダム湖上流エリア	機能の内容及び継続実現性	50	5	5		
No. 4		ダム湖及びダム湖内平坦地エリア	機能の内容及び継続実現性		5	5		
No. 5		ダム湖上空エリア	機能の内容		20	10		
No. 6			機能の継続実現性				10	
No. 7		ダム湖隣接平坦地エリア	機能の内容		20	10		
No. 8			機能の継続実現性				10	
No. 9		公共施設	施設の整備		整備の内容	50	30	20
No. 10					価格の合理性			10
No. 11	施設の管理運営		管理運営の内容	20	10			
No. 12			利用料金の設定				10	
No. 13	エリアマネジメント	組織の経営	参画事業者の役割	60	40	10		
No. 14			事業収支計画			30		
No. 15		組織の活動	まちづくり活動		10	10		
No. 16		北部地域の振興	活性化を促進する取組み		10	10		
配点合計				180	180	180		

(2) 提案の視点

審査項目ごとの、審査の視点を下表に示します。応募者が提案を行うにあたっては、下記の視点に対する応募者の考え方がわかるよう、留意して下さい。

No.	審査項目			審査の視点
	大項目	中項目	小項目	
No. 1	実施方針	事業コンセプト	—	<p>(1) 安威川ダム周辺整備基本構想に示す北部地域の活性化の視点（以下①～③）をよく理解し、本事業を実施するにあたっての具体的な目標を示しているか。</p> <p>①交流・関わりの促進 ②学びの機会の提供 ③地域経済の活性化</p> <p>(2) 基本構想に掲げる安威川ダム周辺整備コンセプトを踏まえたうえで、民間事業者が具体的な提案に即したコンセプトを提示しているか。</p> <p>(3) 安威川ダム周辺整備の具体的な機能・施設整備イメージを提示しているか。ただし、以下に留意する。</p> <p>①自ら設定する本事業のコンセプトに沿ったものである。 ②対象地域内の各エリアの特性を生かしたものである。 ③多様な施設（公共施設・民間施設）が相互の機能を補完し、連携したものである。</p> <p>(4) 安威川ダム周辺整備の機能・施設ごとに、利用者の人数や属性を具体的に想定しているか。下記が明確であることが望ましい。</p> <p>①市外の人、茨木市民、安威川ダム周辺の住民の区分 ②その他機能・施設の特性に応じた適切な区分（性別、年齢層、グループ構成等）</p>
No. 2		事業実施体制	—	<p>(1) 以下の事業内容ごとに担当する法人等が明確となっているか。</p> <p>①公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理、管理運営 ②公園施設（民間施設）の設置 ③エリアマネジメント組織Ⅰの設置・運営</p> <p>(2) 事業内容ごとに担当する法人等は実施内容と同種・類似の実績を十分に有するか。</p>

No.	審査項目			審査の視点		
	大項目	中項目	小項目			
No. 3	民間施設	ダム湖上流エリア	機能の内容及び継続実現性	(1) 提案する機能・施設は募集要項に示す考え方に沿ったものとなっているか。		
				(2) 提案する機能・施設は民間事業者が設定する、本事業の目標、コンセプトの実現に向けた機能となっているか。		
				(3) 多くの来訪者が訪れるよう、運営上の工夫がなされているか。		
				(4) 施設の設置・運営にあたり、安全面で配慮すべき事項を整理のうえ、必要な措置を検討しているか。		
				(5) 継続的な事業に必要な集客数・収入の見込みを、実績や事例等に根拠に基づき、設定しているか。また、収入低下リスクへの対応を検討しているか。		
				(6) 施設の運営にあたり、事業の円滑な推進、安全性の確保に十分な人員体制を見込んでいるか。		
No. 4				ダム湖及びダム湖内平坦地エリア	機能の内容及び継続実現性	※No. 3 と共通
No. 5				ダム湖上空エリア	機能の内容	※No. 3(1)～(3) と共通
No. 6		機能の継続実現性	※No. 3(4)～(6) と共通			
No. 7	ダム湖隣接平坦地エリア	機能の内容	※No. 3(1)～(3) と共通			
No. 8		機能の継続実現性	※No. 3(4)～(6) と共通			

No.	審査項目			審査の視点
	大項目	中項目	小項目	
No. 9	公共施設	施設の整備	整備の内容	<p>(1) 提案する機能・施設は募集要項に示す考え方に沿ったものとなっているか。</p> <p>(2) 提案する機能・施設は民間事業者が設定する、本事業の目標、コンセプトの実現に向けた機能となっているか。</p> <p>(3) ダム湖隣接平坦地エリアにおいて、敷地全体を有効に活用できているか。</p>
No. 10			経済合理性	<p>(1) 本市投資額の見積りにあたり、積算根拠を明確に示しているか。</p> <p>(2) 整備内容に対して、著しく過大、過少な積算を行っていないか。</p> <p>(3) 将来、発生する大規模修繕や設備更新等の費用を低減する工夫がなされているか。</p>
No. 11		施設の管理運営	管理運営の内容	<p>(1) 多くの来訪者が訪れるよう、運営上の工夫がなされているか。</p> <p>(2) 都市公園の管理運営に要する費用の見積りにあたり、積算根拠を明確に示しているか。</p> <p>(3) 施設の管理運営にあたり、事業の円滑な推進、安全性の確保に人員体制を検討しているか。</p>
No. 12			利用料金の設定	<p>(1) 都市公園の継続的な維持管理・運営を行うため、公園利用者から徴収する利用料金を適切に設定し、徴収する工夫がなされているか。</p>

No.	審査項目			審査の視点
	大項目	中項目	小項目	
No. 13	エリアマネジメント	組織の経営	参画事業者の役割	(1) エリアマネジメント組織Ⅰを中心とした出資、業務委託、資金の流れ等が明確に示されているか。 (2) エリアマネジメント組織Ⅰを設立する法人等間の責任分担、リスク分担が明確に示されているか。
No. 14			事業収支計画	(1) エリアマネジメント組織Ⅰの事業収支計画は募集要項に示す考え方に沿ったものとなっているか。 (2) エリアマネジメント組織Ⅰの収入の見積にあたり、積算根拠を明確に示しているか。 (3) エリアマネジメント組織Ⅰの支出の見積にあたり、積算根拠を明確に示しているか。 (4) エリアマネジメント組織Ⅰの事業収支に係るリスクを整理のうえ、必要な措置を検討しているか。
No. 15		組織の活動	まちづくり活動	(1) 安威川ダム周辺のプロモーション・まちづくり活動の提案は、民間事業者が設定する、本事業の目標、コンセプトの実現に向けた内容となっているか。
No. 16		北部地域の振興	活性化を促進する取組み	(1) 事業を契機として北部地域活性化を促進するための具体的な提案がなされているか。本市が組成を目指す、エリアマネジメント組織Ⅱを見据えた、検討・提案がなされているか。また、提案は、民間事業者が設定する、本事業の目標、コンセプトと整合した内容となっているか。

(3) 得点の計算方法

審査においては、審査委員が個別に下表の審査項目ごとに各応募者の提案内容を評価し、点数化します。その際の得点の計算方法については、原則として項目ごとに以下の5つの評価ランクを設定し、当該提案内容の評価ランクに応じた得点を付与します。

評価	判断基準	配点に乗ずる係数
A	優れている	1.00
B	やや優れている	0.80
C	普通である	0.60
D	やや劣る	0.40
E	劣る(事業条件は満たしている)	0.20

(4) 得点の集計方法

各応募者の提案内容に対する審査委員の評価点の合計を算定し、各提案内容の得点とします。

また、集計の結果、同点となる複数の提案があった場合、「エリアマネジメント」に係る得点が高い方の提案をより上位とします。

(5) 審査結果

最も高い得点となった提案を最優秀提案、2番目に高い得点となったものを次点提案とします。

ただし、得点が満点の60%未満の提案しか無かった場合は、民間事業者を選定することなく、公募を終了します。

4 事業候補者及び次点候補者の決定

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を事業候補者として、次点提案者を次点候補者として決定します。

以上